

譲 渡 担 保 差 入 証

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

住 所

債務者兼担保提供者

㊞

第1条 債務者兼担保提供者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）との信用保証委託取引から生ずるいっさいの債務を負担するため、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款の各条項並びにこの約定を承認のうえ、担保提供者所有の末尾記載の物件の所有権を信用基金に移転し、占有改定の方法により占有を移転した。

第2条 担保物件は、担保提供者が信用基金から無償で使用し信用基金の所有物であることを示す表示を付してその用法に従って使用収益し、善良なる管理者の注意をもってこれを管理いたします。ただし、信用基金の請求により、いつでも譲渡物件を信用基金又はその指図人に指定の場所において引き渡します。

第3条 担保物件について前条の使用収益をするために必要な費用は、いっさい担保提供者において負担します。

第4条 担保提供者は、信用基金の承諾なしに譲渡物件を処分できないことは勿論、売却その他の原因によって債権を生じ金銭を受領したときは、弁済に充当されても異議ありません。

第5条 担保提供者は、信用基金がその債権とともに譲渡物件を任意に第三者に譲渡しても異議ありません。

第6条 担保提供者は、信用基金が担保権の実行として譲渡物件を任意に処分し、その代金により、債務の履行期の前でも、法定の順序にかかわらず本差入証により担保された債務の全部又は一部の弁済に充当されても異存ありません。

第7条 担保提供者は、担保物件に変更を生じたときは、速やかに末尾記載の内容を訂正のうえ信用基金に通知します。

第8条 この契約書は2通作成し、信用基金及び担保提供者において各1通を所持するものとする。

以 上

債務者兼担保提供者

物件所在地

に備付する下記機械器具一式

記

種 類	構 造	箇 数	製造者名	製造年月